



# 常任理事会・役員大会開催

8月22日、アルピコプラザホテルにて常任理事会ならびに役員大会が開催され、会員増強および法人会福利厚生制度の推進について審議されました。

また、役員大会終了後には中村松本税務署長による税務講話を拝聴しました。(関連記事11頁掲載)

皆様のご協力をお願いいたします

## ・令和元年度会員増強運動について

活動期間：8月22日(役員大会開催日)～12月末日

目標会員数：4,341社

表1：令和元年度の目標と、達成のための所要見積

	元年8月	元年12月31日	所要数
法人数	7,528		◎4,341-4,245 =96社(不足) +100社 (退会見積分※過去記録を参考) 必要な加入数:196社
会員数	4,245	4,341	
加入率	56.4%	57.7%	

※県連設定目標。また会員数には個人会員も含む。

私ども法人会を取り巻く環境は依然厳しく、全国的な会員減少、組織率の低下に悩まされる単位会も数多く、当会におきましても大きな課題となっております。

そこで本年度も法人会活動の活性化を目指し、8月22日(役員大会開催日)より12月末日を会員増強運動期間として会員数4,341社達成を目標に運動を展開します。

本年度も会員の皆様にお取引先やお知り合いをご紹介いただく“法人会やまびこ運動”を活動のポイントとして、力強く会員増強運動に取り組んでまいりますので、どうぞご協力をお願い申し上げます。

## 法人会「やまびこ運動」とは…

会員の皆様からお知り合いをご紹介いただき、新たな加入勧奨活動先の開拓を目指す取り組みです。(詳しくは広報誌先月号折込チラシをご覧ください)

表2：県内の各法人会の会員加入状況(6月30日現在)

※( )は対前年増減  
※会員数には個人会員を含む

法人会名	30年6月30日			令和元年6月30日		
	法人数(社)	会員数(社)	加入率(%)	法人数(社)	会員数(社)	加入率(%)
(一社)松本	7,521(-52)	4,290(+12)	57.0(+0.5)	7,528(+7)	4,257(-33)	56.5(-0.5)
(一社)長野	9,362(-30)	5,403(-33)	57.7(-0.2)	9,276(-86)	5,402(-1)	58.2(+0.5)
(一社)佐久	3,991(+153)	2,200(-10)	55.1(-2.5)	3,969(-22)	2,185(-15)	55.1(±0)
(一社)上田	5,255(+34)	3,133(-38)	59.6(-1.1)	5,199(-56)	3,080(-53)	59.2(-0.4)
(一社)諏訪	4,493(-26)	2,644(-114)	58.8(-2.2)	4,489(-4)	2,602(-42)	58.0(-0.8)
(一社)伊那	3,144(-50)	1,698(-2)	54.0(+0.8)	3,132(-12)	1,676(-22)	53.5(-0.5)
(一社)飯田	3,385(-59)	2,133(+11)	63.0(+1.4)	3,353(-32)	2,127(-6)	63.4(+0.4)
(一社)木曾	610(-7)	337(-9)	55.2(-0.9)	604(-6)	328(-9)	54.3(-0.9)
(一社)大北	1,216(+23)	660(-7)	54.3(-1.6)	1,231(+15)	656(-4)	53.3(-1.0)
(一社)信濃中野	2,086(-4)	1,048(-6)	50.2(-0.2)	2,040(-46)	1,038(-10)	50.9(+0.7)
合計	41,063(-18)	23,546(-196)	57.3(-0.5)	40,821(-242)	23,351(-195)	57.2(-0.1)

## 会員増強・法人会「やまびこ運動」へのご協力をよろしくお願いいたします!!

表3：会員加入状況と令和元年度（会員増強運動開始以降）加入目標及びやまびこ運動目標

部 会 名	令和元年8月 現在			元年度 目標 (8月以降)	やまび こ運動 目 標	部 会 名	令和元年8月 現在			元年度 目標 (8月以降)	やまび こ運動 目 標
	法人数	加入数	加入率				法人数	加入数	加入率		
上 土	116	58	50.0	2	8	塩 尻	1,218	536	44.0	27	54
今町六九	147	86	58.5	2	8	豊 科	514	266	51.8	10	27
伊 勢 町	148	65	43.9	3	8	穂 高	672	307	45.7	15	31
中 央	173	96	55.5	3	8	川 手	234	133	56.8	4	13
深 志	131	71	54.2	2	8	波 田	239	132	55.2	4	13
本 庄	158	87	55.1	3	8	三 郷	238	111	46.6	5	11
白 板	154	63	40.9	4	8	筑 北	79	30	38.0	2	5
城 西	152	81	53.3	3	8	安 曇	58	22	37.9	1	5
城 東	163	74	45.4	4	8	梓 川	169	61	36.1	4	8
東 部	408	194	47.5	9	19	堀 金	116	56	48.3	2	8
北 部	320	115	35.9	8	12	朝 日	41	24	58.5	1	5
南 松 本	262	112	42.7	6	11	山 形	115	53	46.1	2	8
西 北	426	208	48.8	9	21	奈 川	20	19	95.0	1	5
芳 川	350	164	46.9	7	16	上高地白骨	29	29	100.0	0	5
本 郷	236	89	37.7	6	8	農 協	7	7	100.0	0	5
寿	466	161	34.5	12	16						
西 部	453	214	47.2	10	21						
南 部	560	245	43.8	12	25						
南 西	269	114	42.4	6	11						
南 東	344	162	47.1	7	16	計	7,528	4,245	56.4	196	451

# 税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室<sup>138</sup>〕所得税・個人住民税関係

## ふるさと納税制度について

**Q** ふるさと納税制度の概要と控除額の計算について教えてください。

**A** 「納税」という言葉がついているふるさと納税。実際には、都道府県、市区町村への「寄附」です。一般的に自治体に寄附をした場合には、確定申

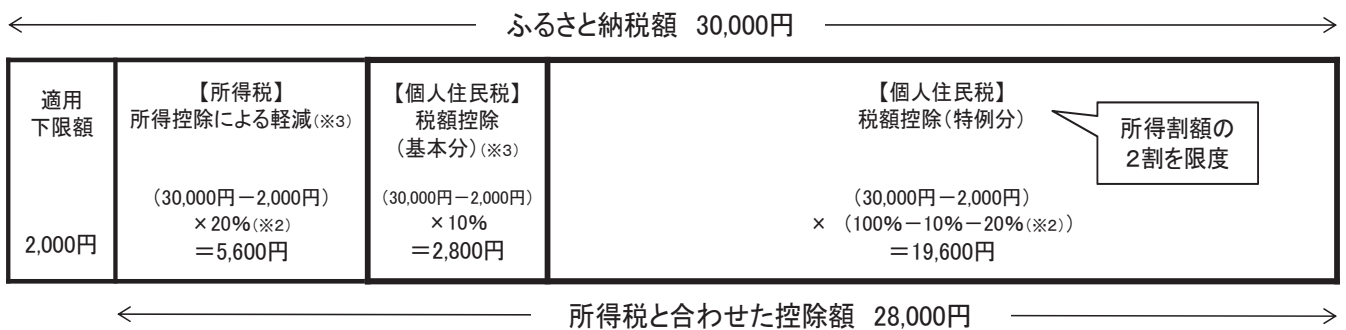
告を行うことで、その寄附金額の一部が所得税及び住民税から控除されます。ですが、ふるさと納税では原則として自己負担額の2,000円を除いた全額が控除の対象となります。

ふるさと納税制度は、「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設されました。自分の生まれ故郷に限らず、どの自治体でもふるさと納税を行うことができますので、それぞれの自治体がホームページ等で公開している、ふるさと納税に対する考え方や、集まった寄附金の使途を見た上で、応援したい自治体を選んでください。特に寄附金の使い道については、ふるさと納税を行った本人が使途を選択できるようになっている自治体もあります。

### 制度の概要

- ▶ 都道府県・市区町村に対してふるさと納税（寄附）をすると、ふるさと納税（寄附）額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される。（例：年収700万円の給与所得者（夫婦なし）が、30,000円のふるさと納税をすると、2,000円を除く28,000円が控除される。）
- ▶ 控除を受けるためには、ふるさと納税をした翌年に、確定申告を行うことが必要（原則）。確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例（ふるさと納税ワンストップ特例制度）を創設。（平成27年4月1日以後に行われるふるさと納税について適用）
- ▶ 自分の生まれ故郷や応援したい地方団体など、どの地方団体に対する寄附でも対象となる。

### 【控除イメージ<sup>(※1)</sup>】



※1 年収700万円の給与所得者（夫婦なしの場合、所得税の限界税率は20%）が、地方団体に対し30,000円のふるさと納税をした場合のもの。  
 ※2 所得税の限界税率であり、年収により0~45%の間で変動する。なお、平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率となる。  
 ※3 対象となる寄附金額は、所得税は総所得金額等の40%が限度であり、個人住民税（基本分）は総所得金額等の30%が限度である。

### ふるさと納税ワンストップ特例制度について

平成27年4月1日以後に都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）を行った場合、確定申告が不要な給与所得者について、ふるさと納

税先が5団体以内の場合に限り、これらの団体に申請することにより確定申告不要でふるさと納税の寄附金控除を受けることができます。

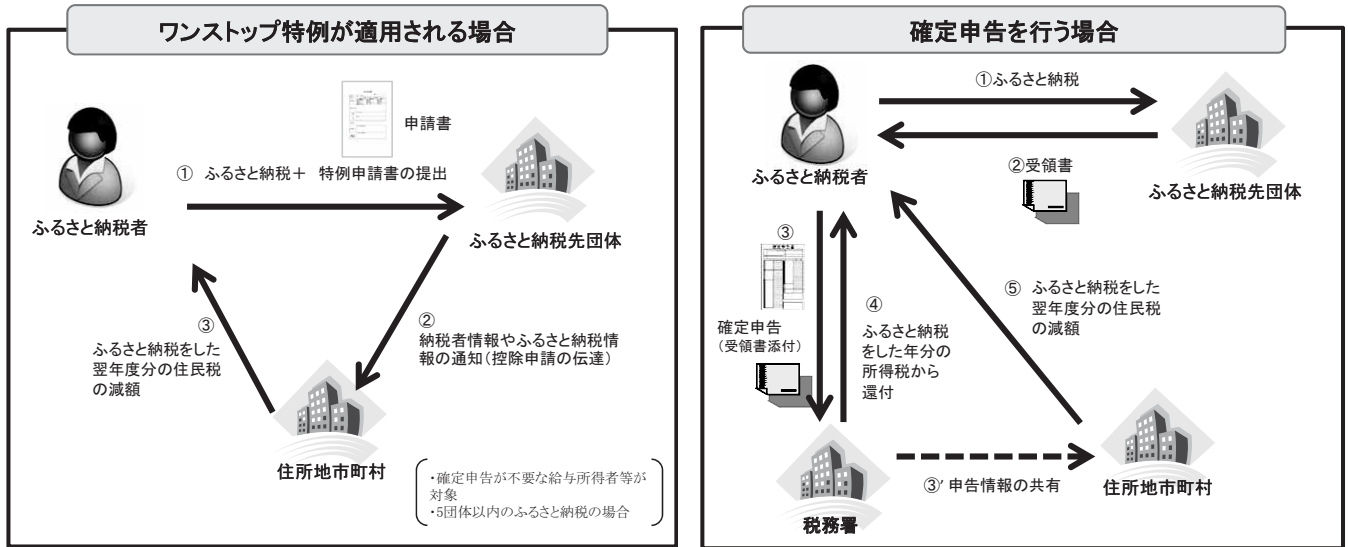


詳しくは、ふるさと納税先又はお住まいの市区町村にお問い合わせください。

なお、5 団体を超える自治体にふるさと納税を行った方や、ふるさと納税の有無にかかわらず、確定申告を行う方（医療費控除や雑損控除を受け

るなどのために確定申告をする方などを含みます。）がふるさと納税について寄附金控除の適用を受けるためには、ふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含めて確定申告を行う必要があります。

（地法314の7、地方附則7、7の2、7の3）



( 税制委員会：甕秀行、大池明、北澤剛グループ稿 ) ( 監修：関東信越税理士会 松本支部 )

松本法人会  
**部会紹介**  
シリーズ

第30回 **行ってきました! 本庄部会**

様々な地域活動が行われています♪

今回ご紹介する本庄部会は、松本駅の南東に位置する本庄地区と、その南に位置する庄内地区により構成されています。両地区につく「庄」の字の由来は、平安時代にあった朝廷の荘園「捧（ささげ）の庄」にあるといわれています。隣接する東部部会エリアから流れる薄川は、春には桜が美しく咲き、夏には花火大会で大勢の人々を楽しませています。また、懐かしいところではドラマ「白線流し」の名シーンの舞台となった川としても有名です。

今回表紙でご紹介させていただいたのは、両地区を含む松本市第二地区子ども育成会の主催「子ども会 夏フェス」という活動の一環として実施された職場見学会です。「働く人から学ぼう」というテーマのもと地区内にございます相澤病院を訪れ、地域医療の担い手である当病院で、医療現場では毎日どんなことが起きているのか、どのよう

な人が働いているのかななどを、直に子ども達に触れて勉強してもらいました。当日は救急医療の現場や救急車、またCTスキャンやMRIの機器、屋上のヘリポートなどを見学、普段見ることの出来ない場所にも行かせていただき、子ども達の目がキラキラと輝いていたのが非常に印象的でした。こうした経験をきっかけに将来地域医療の担い手を目指す子どももきっと現れることでしょう。

( 北原修編集委員 )

本庄部会  
該当エリア：松本市本庄、庄内地区  
会員数：87社  
部会長：市川興一氏（株シンケン）  
部会長より：会員企業の皆様と共に頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願い申し上げます。



皆さん  
こんにちは♪

(有)ニッコウ  
安曇野市豊科高家  
代表取締役 二木 弘氏

『挨拶をしっかりする、けじめをつける、基本を大切にする』

一般土木建設業の分野で地域の暮らしを支える(有)ニッコウは安曇野市豊科高家、梓橋の近くにございます。建設関連資材商社で約10年間営業マン

として活躍されていた二木社長が平成7年に創業、翌年法人化され現在に至ります。それまでの仕事とは違う建設業での起業となりましたが、営業を通じて築き上げた信頼を基にした人間関係に支えられながら事業を始め、しっかりと仕事をコツコツと積み重ねることで事業を発展させていったそうです。「挨拶をしっかりする、けじめをつける、基本を大切にする」といった姿勢を常に心がけ各地で質の高い工事を続けていた中、ある現場でこうした姿勢が目にとまり「うちの仕事もやってほしい」と元請け企業に声を掛けられ取り組みを始めたガス本管の新設工事が現在では主要事業となっていて、地元長野県はもとより日本各地で仕事をされています。

社長として将来を見据えた営業を中心に日々忙しく過ごされている二木さんですが、現在は安曇野市消防団長としての重責も担われています。「昔から大好きな旧車をいじっている時がリフレッシュになっています」と笑顔でお話してくださいました。

(中山英也編集委員)



頑張ってます!!

『「思い出箱」に捨てられない物を入れる心遣い』

みつき  
美月  
松本市波田

眞関 直美さん

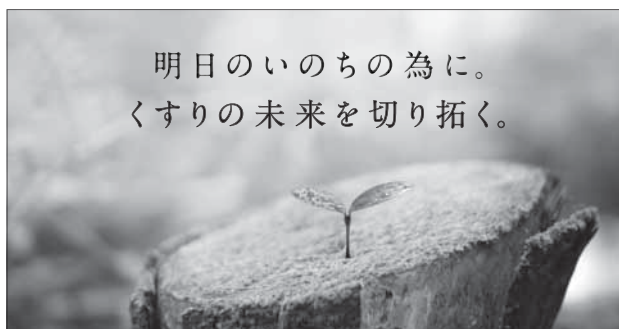
片づけコンサルタント  
美月の代表の眞関直美さん

からお話を伺った。4年ほど前に家計の助けと思い、片づけのアルバイトを始めた。仕事を進める中で「遺品整理」の魅力を感じ、事業を引き継ぐ形で、現在の事業を2015年2月より始める。

今は「仕分け」という業務を大事にしている。数多くのお客様と接する中で、廃棄品を大量のゴミにするだけでは、片づけ業務は不十分と感じた。不要品だが、過去の思い出などがたくさん詰まった物があり、それらは「保管用思い出箱」に詰めて、片づけを進める。またお客様と一緒に物の仕分けから始めるので、一部屋を約一日かけてゆっくりとお片づけを進めるのも美月さんの特長だ。

飯山市から飯田市と県内広くご注文を頂いており、通常のお部屋の掃除・整理と共に、引っ越しや遺品整理時にお声掛けを頂くそうだ。最近では高齢者の方々から、生前整理のご相談も頂いている。将来は近藤麻理恵氏のような世界に羽ばたく片づけコンサルタントになるのが眞関代表の夢とのことだ。

(北原修編集委員)



明日のいのちの為に。  
くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、  
創薬研究開発型企業です。

**KISSEI**

キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号

# 小さな世界企業には、働き方改革がつまっている

雇用問題コメンテーター 長嶋 俊三

## 選択できる多様な制度がポイント

働き方改革は、つまり生きがい、働きがいのある働き方ができるかということである。働く意味には、生計の維持、自己実現、社会貢献の3つがある。これらが実現できるかどうかで、生きがい、働きがい生まれる。高齢者雇用をよくする企業事例のなかには、これらを満足させる制度を持つ企業が数多く見受けられる。それは、高齢者の能力を見極め、その能力をいかに活かすかという課題に取り組み、その結果、社員一人ひとりに対応した多様な働き方、制度を生み出しているからである。企業の経営方針と社員の生活ニーズをマッチングさせ、社員に見合った人事賃金制度を生み出してきたのである。主婦の多い企業では、賃金を時間で計算するのではなく、10分単位の分給制をあみだした。勤務制度なども多様化し、夜間だけの店長が登場したり、土・日だけ出勤する社員も注目された。それらの個性化が、働き方改革のひとつのキーワードになる。

## 仕事をまかせ、やる気を育て、技術力を上げる

愛知県にあるこの個性的な企業は、高齢者の能力を無駄なく活用できるように、若い頃から一人で製品を完成させるところまで仕事を任せることによって社員のやる気を醸成し、高度な技術力をはぐくむ。それによって定年など関係なく働くことが出来、大企業にはない技術力を形成してきた。この会社は、100万分の1グラムの超微小な樹脂製の歯車を開発し、世界から注目されたナノテク企業。この歯車開発には数億円の開発費がかかったというが、個性的なのは、同社には開発専門の社員がいないという点だ。元暴走族の社員が、通常の仕事をこなしながら開発したという。だからメ

ーカー特有の製造ラインがない。実質的に担当者一人が完成まで遂行する。仕事を任されているから自分が仕事の主人公という自負心がやる気を育て、高い技術力を生む。

## 採用は先着順、定年なし、いくつになっても昇給

人事制度もユニークだ。採用試験なしの先着順採用、定年制度なし、タイムカードもなければ出勤簿もない、残業は自己申告制。「来てくれた人を採用して、いかに上手に活かしていくかが大事だ」。社員教育の柱のひとつは、場所とチャンスを与えること。これをきちんと提供していけば、人は情熱をもって仕事に取り組み伸びていく。勤続とともに仕事能力は伸びていくから、定年制などは創業時からなかった。「一定の年齢で辞めるなんてだれがきめたの」と社長。退職金は区切りとして60歳で支払われるが、雇用はそのまま継続していく。仕事の内容も処遇も変わらず、毎年昇給もする。自分が仕事の主人公という役割意識が高い技術力を生むのであれば、定年など関係なくいつまでも働くことができる。これからの社会を考えると、この小さな世界企業は働き方改革のポイントを満たしている。

【筆者紹介】長嶋俊三（ながしま・しゅんぞう）1947年生まれ。明治大学卒。新聞記者、TVディレクターを経て、79年より（財）高齢者雇用開発協会発行の月刊誌『エルダー』の編集を創刊から担当。2011年6月、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を退職。著書に『60歳からの仕事』（清家篤慶應義塾大学教授と共著、講談社刊）、『エージレス就業社会』（共著、日本能率協会マネジメントセンター刊）などがある。

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



# 鍋林株式会社

www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001  
品質 ISO 9001  
認証取得



経営レポート

# 備え（純資産）あれば憂いなし

公認会計士 <sup>みずしろ</sup>水城 <sup>よしたか</sup>由貴



電子でも申告・納税  
インターネット（http://www.e-tax.nta.go.jp）

本日8月15日（ニューヨーク時間14日）NYダウが800ドル安と今年最大の下げを記録しました。しかし選挙も終わった今、リーマンショック級の何かでも発生しない限り、今回は消費税上がりそうですね。複数税率が発生するため、経営者の皆さま念のため軽減税率対策補助金（9月30日まで）をご確認ください。

さて今回は、税金のお話です。私の本誌における立場は、公認会計士として経営または会計に関するトピックをお届けするというもので、税金の個別具体的なお話は別の税理士の先生に頂いています。私自身税理士資格も有しているため税金のお話をするのは法的には問題ないのですが、今回私がお話ししたいのは個別具体的な 税とかの話ではなく、あくまでも会計上皆様の会社のPLにも出てくる法人税、住民税及び事業税（以下「法人税等」という一科目のお話です。こういうと何が違うんだと思いの方も多くいらっしゃると思います。ただ経営者の方であれば税引前当期純利益（以下「税前利益」）が決まると必ず頭の中で30～40%の税率をかけ、法人税等の概算額を計算しますよね。これは税前利益にいわゆる実効税率をかけているのですが、この実効税率にまつわるお話です。

そもそも実効税率って何でしょうか。単純に言えば100万円の課税所得（税前利益）に対していくら法人税等を支払うのかということで、例えば30万円支払えば実効税率30%となります。資本金1千万円の法人では、だいたい33～34%くらいとだけいただければいいと思います。大まかに言えば1/3ですね。皆さんどうですか。払う立場になると数%でも高いと思うのが人間ですから高いとお思いの方も多いと思いますが、実は、法人税は世界的な引き下げ競争の中にあります。以前フェイスブックが米国外での所得を全てアイルランドの法人で一括計上してこれについて納税していました。これはアイルランドの税率が12.5%と諸外国と比べて極端に低いことを利用した納税額を

抑える手法でした（その後FBは一括アイルランド納税から各国で納税する方式に変更しています）。このような諸外国と比べ極端に低い税率の国々をタックスヘイブンと呼びますが、これらタックスヘイブンに税金を持っていかれるのを防ぐため、各国で法人税率の引き下げが行われています。経営者の中には利益出したって半分税金で持っていかれるから飲んでしまった方がいいという方もいらっしゃるようです。実際、バブルの頃は、50%前後の実効税率の時代もありましたから、この言葉も間違っていなかったかもしれません。そこで以下の設例を考えてみましょう。

科目	金額	科目	金額	
売上	10,000	売上	10,000	減価償却費以外に、非現金支出費用はないものとする。また、在庫及び債権債務も考慮しない。
原価	7,000	原価	7,000	
売上総利益	3,000	売上総利益	3,000	
減価償却費	1,000	減価償却費	1,000	
税金対策経費	0	税金対策経費	1,000	
税引前当期純利益	2,000	税引前当期純利益	1,000	
法人税等	600	法人税等	300	
当期純利益	1,400	当期純利益	700	
キャッシュフロー	2,400	キャッシュフロー	1,700	

左側の設例は、税金対策経費（経費性の検討は別として）を使っていない場合、支払う法人税等は、600となります。これに対して税金対策経費を1,000使った場合支払う税金は300にすることができました。素晴らしい!?!?ではないですよ。確かに払う税金は安くできましたが会社に残る資金は、700も減っています。考えてみれば当たり前なのですが、使った1,000はそのまま資金流出しているのに対しその経費を使わなかった場合、この1,000に対する実効税率分の300は法人税等が増えますが、残りの700は会社に残ります。

ところで、時々、私が最も重視する経営指標を質問されることがあります。ROA、自己資本比率など様々ありますが、もし対象が上場企業であればROEを上げるかもしれません。しかし中小企業に対する指標だとすれば全く異なってきます。中小企業の至上命題は、「とにかく潰れない！」これ



に尽きます。その点では、指標でもなく、純資産がどれだけあるかという純資産の額に注目していきます。純資産が多ければ多いほど会社は潰れにくくなります。逆に純資産が少なくなり債務超過になれば状況としてはかなり厳しいということは皆さまご存知の通り。すると純資産を多くすればいいのですが、どうすればいいか？単純です。純資産は、資本金と過去に積み上げた利益の蓄積のため、每期なるべく利益を上げていけばいいのです。利益を上げれば税金取られるってまだ考えている

そこのあなた。上記設例を思い出してください。利益を上げたって全部は税金で取られません。特に1/3と以前より税率が下がっている現在純資産を増やさない手はありません。経済は必ず循環します。これは好況があれば不況もあるということ。次の不況に備えるためにもぜひ純資産経営をお勧めします。

水城由貴公認会計士事務所

松本市島立堀米863-1 電話(0263)31-6665

## 青年部コーナー

### 献血活動ご協力のお礼

会員企業の皆様にもご協力をお願いいたしました本年度の献血活動を8月6日(火)に「イオン南松本店」にて開催しました。(松本献血ルーム会場でも同時開催)

献血活動は松本法人会の地域社会貢献事業として、平成3年度から毎年実施しておりますが、今年も青年



部が中心となり自身の献血と共に、会場を訪れる一般の方々に協力をお願いをしました。

今年も大変暑さの厳しい中での開催となりましたが、大勢の皆様からご協力を賜りましたこと、改めてお礼申し上げます。

令和元年度献血活動結果

(「イオン南松本店」「松本献血ルーム」合計)

開催日	受付数(献血可能者数)	法人会関係者	一般
8月6日(火)	66名(49名)	38名	28名

## 女性部コーナー

### 8月例会開催報告

#### 「消費税軽減税率制度 疑問解消セミナー」

8月8日(木)女性部8月例会を開催いたしました。今回の例会では講師に松本税務署法人課税第一部門遠藤上席調査官をお迎えし、10月の税率引き上げに伴い導入されます消費税の軽減税率制度についての研修会を実施しました。

いよいよ制度導入が迫る中、実際に皆さんが抱えている疑問点を率直に出していただき、それに対して講師が丁寧に解説をしてくださいました。研修会の後には、楽しい昼食会も行われ、大変和やかな例会となりました。ご参加ありがとうございました。



エネルギーと環境の  
ハーモニーを目指します。

**サンリン株式会社**


東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)  
http://www.sanrinkk.co.jp/

青年部・女性部



**部員募集中!!**

お問合せは事務局(☎35-8080)まで!



企業のために、  
経営者とともに。

「消費税申告一声運動実施中」

大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、  
今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、  
「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、  
経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

 **大同生命保険株式会社**

松本支社/  
長野県松本市本庄1-3-10 (大同生命松本ビル3F)  
TEL 0263-32-0829

## 9月の予定

2日塩尻部会税務研修会 3日税制委グループ会議、  
松本Aブロック税務研修会 4日夏期特別研修会 5  
日波田・安曇・奈川部会税務研修会 6日松本Bブ  
ロック税務研修会 9日女性部幹事会 10日筑北部会  
税務研修会 11日松本Cブロック税務研修会、青年部  
第二・第六委員会、幹事会 13日9月役員会 17日梓  
川・堀金・三郷部会税務研修会 18日松本Dブロッ  
ク税務研修会 19日朝日・山形部会税務研修会 20日川  
手部会税務研修会 24日穂高・豊科部会税務研修会  
26日松本Eブロック税務研修会 27日決算説明会

決算説明会（法人税・消費税の説明会/8月決算法人対象）  
9月27日（金）午後2時より大同生命ビル1階 第一会議室  
※同時開催「消費税の軽減税率制度等に関する説明会」

## 令和元年度 時局講演会のお知らせ

毎年11月の「税を考える週間」にあわせて開催して  
おります時局講演会を、今年も開催いたします（税理  
士会松本支部との共催です）

講師には前高知県知事の橋本大二郎さんをお招きし  
「テレビの中から見えたこと」というテーマでお話を  
していただきます。入場は無料、ただし先着順でのお  
申し込みとなります（定員400名）。まずは本号チラシ  
にて会員の皆様にご案内をした後に10月には地域紙の  
広告などで一般の方にもご案内いたしますので、ご希  
望の方はお早めにお申し込みください！

～時局講演会～

【開催日】11月15日（金）

【時 間】午後2時～3時30分（開場午後1時20分予定）

松本法人会の全ての会員の皆様へ  
あなたのお知り合いを紹介してください！  
“法人会やまびこ運動”  
ご協力のお願い

今月号2ページ&3ページに掲載の通り、今年も会員増強運動が  
スタートし、活動のポイントとして“法人会やまびこ運動”に取り  
組んでまいります。4年目となり  
ますこの活動は、ご承知の通り会  
員企業の皆様のお取引先やお知  
合いの事業所をご紹介いただき、法人会への入会をお



ご協力よろしくお願ひ申し上げます！！

【会 場】アルピコプラザホテル3階（松本市深志1-3-21）  
【講 師】橋本大二郎氏（前高知県知事）  
【テーマ】「テレビの中から見えたこと」  
【定 員】400名（先着順・入場整理券を送ります）  
【受講料】無料  
【お申込】本号チラシをFAXしてください。受付後10  
月以降入場整理券を郵送いたします。

## 8月22日開催令和元年度 法人会役員大会より

### 中村松本税務署長による税務講話を拝聴

役員大会終了後に  
松本税務署長の中村  
明雄氏に講師をお務  
めいただき税務講話  
を拝聴しました。皇  
族の方々の相続や贈  
与に関する法律や、  
国民の祝日に関する  
法律などを大変分か



中村税務署長

りやすく、楽しい切り口でお話をしてくださいました。

### 松本税務署長感謝状 贈呈 松本法人会会長特別感謝状

長年法人会活動にご尽力を  
いただき、本年常任理事をご  
退任された中條功氏（株）長野  
銀行 会長）に対し、松本税務  
署長感謝状と松本法人会会長  
特別感謝状が贈呈されました。  
これまでのご厚情に心より感  
謝申し上げます。



中條 功氏

勧めしていく取り組みです。

先月号の広報誌に「やまびこ運動ご協力のお願ひ」  
のオレンジ色のチラシを同封しておりますのでご確認  
をいただくとともに、各地で開催される当会研修事業  
などでもご案内をお配りをさせていただきますので、  
皆様のご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

### 「法人会やまびこ運動」って何？

当会会員企業の皆様にお知り合いやお取引  
先の事業所（法人・個人 支店・営業所等も）をご  
紹介いただき、当会へのご入会のきっかけとさせ  
ていただく運動です。

詳しくは事務局までお問い合わせ願ひます  
（☎0263-35-8080）



# インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎月先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9号)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

## インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD デジタルイラスト  
スマートフォン データ  
デジタルカメラ デジタル写真機  
手書きのイラスト  
素材を組み合わせて  
一般社団法人 松本法人会  
めざします企業の  
繁栄と社会への貢献  
一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大岡山生命松本ビル5F  
TEL 0263-35-8080 FAX 0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

ホームページリンク企業募集! くわしくは事務局まで



## 山清路®ぶどうまつりin いくさかの郷



9月22日(日) 午前9時~正午まで、道の駅いくさかの郷にて、山清路®巨峰を中心に大粒ぶどうの特別販売イベント「山清路®ぶどうまつりinいくさかの郷」が開催されます。地方発送にも対応。ギフトなどのご利用にいかがでしょうか。尚、数量限定の為、無くなり次第時間前でも終了となるそうですので予めご了承ください。(中山英也編集委員)

9月22日(日) 午前9時~正午まで、道の駅いくさかの郷にて、山清路®巨峰を中心に大粒ぶどうの特別販売イベント「山清路®ぶどうまつりinいくさかの郷」が開催されます。地方発送にも対応。ギフトなどのご利用にいかがでしょうか。尚、数量限定の為、無くなり次第時間前でも終了となるそうですので予めご了承ください。(中山英也編集委員)

(中山)  
中山英也  
北原 修



## 会員限定 法人会の

# インターネット・セミナーが リニューアル より使いやすくなりました!

### Renewal1 より使いやすく サイトデザインを一新

セミナー内容の詳細が簡単表示されるなど表示機能が強化されています。

### Renewal2 より見やすく 高画質「ハイビジョン」サイズへ!

「ハイビジョン(1280×720pixel)」サイズで小さな文字もクッキリ表示されます。

### Renewal3 より身近に スマホ・Macでの視聴が簡単に!

待望のApple Mac/iPhone/iPadに対応いたしました。

## インターネットセミナーなら

- ◆いつでも、何処でも、好きなだけご利用いただけます◆
- ◆映像と音声による本格的なセミナーが受講できます◆
- ◆忙しくてセミナーや研修会に参加できない方などに最適です◆
- ◆勉強会(社内研修)や経営者の自己研鑽などにご利用いただけます◆

松本法人会HPよりご利用下さい!  
<http://www.matsumotohojinkai.or.jp>

川柳コーナー  
冷風を  
メールで送られ  
深呼吸  
暑い字を  
熱いと書いて  
テスト  
お昼食べ  
体力維持に  
無筆  
三尺寝

## あしがき

注“まつもとほうじん”の誌代は、会員については年会費の中に含まれております。

個人情報の取扱について  
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。  
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。  
一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所  
一般社団法人 松本法人会  
〒390 0814  
長野県松本市本庄1丁目3番10号  
TEL(0263)35 8080  
FAX(0263)36 0839  
編集人 百瀬衛貴男  
(毎月1回1日発行)  
(定価 1部50円)  
印刷所 信州印刷株式会社